様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和８年　５月14日

福島県知事　殿



提出者
住　所　〒961-8061
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平150番地
氏　名　信越半導体株式会社　白河工場
取締役工場長　小野澤　一郎
電話番号　（0248）25-6707

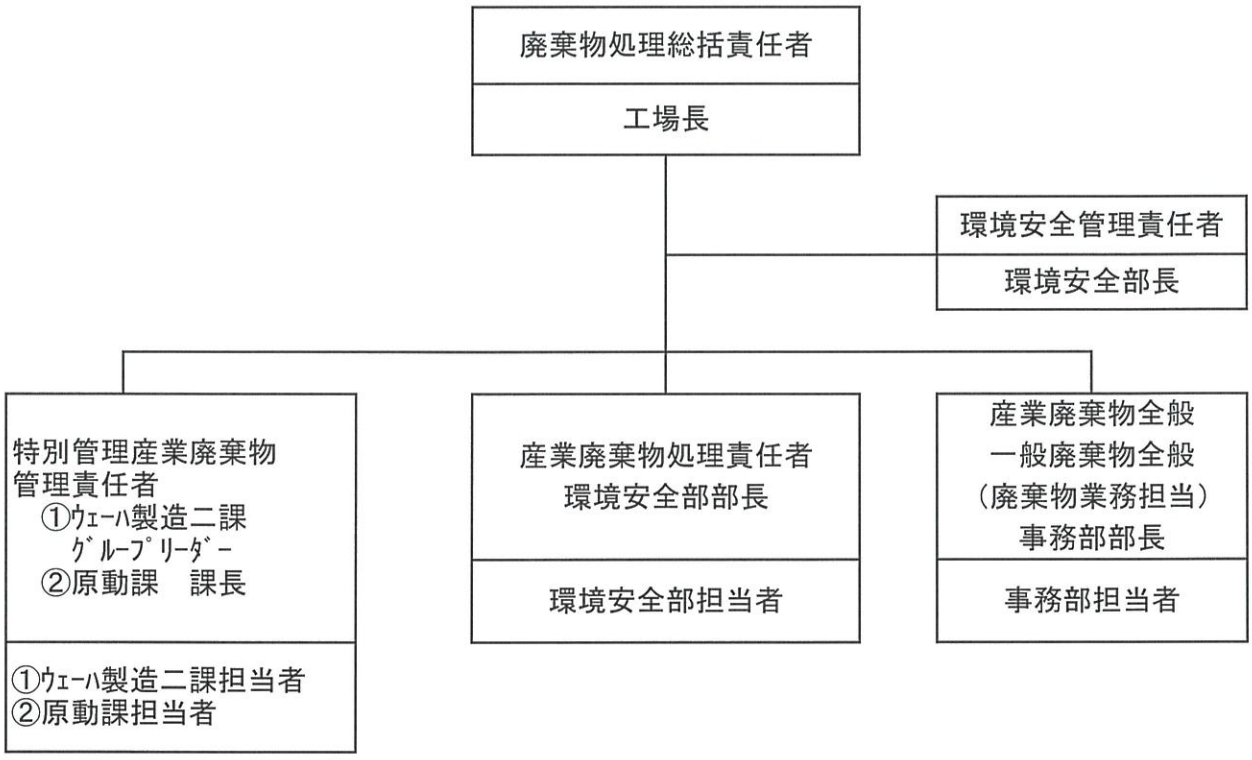
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	信越半導体株式会社　白河工場
事業場の所在地	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平150番地
計画期間	令和８年４月～令和９年３月（１年間）
当該事業所において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	ＣＺ単結晶の製造、ﾎﾟﾘｯｼｭﾄﾞｳｪｰﾊの製造、ｴﾋﾟﾀｷｼｬﾙｳｪｰﾊの製造
②事業の規模	
③従業員数	８９３人　（令和８年　３月末現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	①ﾎﾟﾘｯｼｭﾄﾞｳｪｰﾊ製造工程；廃アルカリ、廃油（引火性）

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制）



特別産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	(1)廃アルカリ	(2)廃酸	(3)廃油（引火性）	－
排出量	1,941.18 t	1.32 t	0.84 t	－ t

（これまでに実施した取組）
(1)廃アルカリ
①使用化学物質削減活動（原単位削減活動）
②回収設備での回収、廃水処理場での利用
(2)廃油（引火性）；引火性廃油はプロセス条件を変更し使用量の削減。
(3)廃酸；使用化学物質削減活動。
(4)PCB；2021年_処理終了報告済み

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	(1)廃アルカリ	(2)廃酸	(3)廃油（引火性）	－
排出量	1,921.77 t	1.31 t	0.83 t	－ t

（今後実施する予定の取組）
(1)廃アルカリ
①使用化学物質削減活動（原単位削減活動）
②廃水処理場、排ガススクラバーでの利用
(2)廃油（引火性）；引火性廃油はプロセス条件を変更し使用量の削減。
(3)廃酸；使用化学物質削減活動。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） (1)廃アルカリ・・・・ＦＲＰ回収タンク（10m3） ※廃アルカリは、場内回収設備で回収及び排水処理場にて中和剤として リサイクルしている。 (2)廃由（引火性）・・・・一斗缶に回収（防液堤内）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） (1)廃アルカリは、場内で回収及び排水処理場にて中和剤として リサイクルの継続。 (2)不足分等があれば都度増設等の対応を図っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	(1)廃アルカリ	(2)廃油（引火性）	(3)廃酸	－
自ら再生利用を行った特別産業廃棄物の量	1,928.74 kg t-asNaOH無水	0.00 t	0.00 t	－ t

（これまでに実施した取組）
(1)廃アルカリは、場内の回収設備で回収及び排水処理場にて中和剤
としてリサイクル実施。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	(1)廃アルカリ	(2)廃油（引火性）	(3)廃酸	－
自ら再生利用を行った特別産業廃棄物の量	1,909.46 kg t-asNaOH無水	0.00 t	0.00 t	－ t

（今後実施する予定の取組）
(1)廃アルカリは、場内の排ガススクラバー及び排水処理場にて中和剤
としてリサイクルの継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（令和７年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	－	－	－
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－	－	－	－
	自ら中間処理により減量した特別産業廃棄物の量	－	－	－	－
	（これまでに実施した取組）				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	－	－	－
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－	－	－	－
	自ら中間処理により減量した特別産業廃棄物の量	－	－	－	－
	（今後実施する予定の取組）				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和７年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	－	－	－
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－	－	－	－
	（これまでに実施した取組）				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	該当無し	－	－	－
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－	－	－	－
	（今後実施する予定の取組）				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	(1)廃アルカリ	(2)廃酸	(3)廃油（引火性）	－
全処理委託量	12.44 t	1.32 t	0.84 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	12.44 t	1.32 t	0.84 t	t
再生利用業への処理委託量	12.44 t	1.32 t	0.00 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.84 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

（これまでに実施した取組）
(1)廃アルカリ
①使用化学物質削減活動（原単位削減活動）
②廃水処理場での利用
③アンモニアの回収
(2)廃酸；使用化学物質削減活動。
(3)廃油（引火性）；引火性廃油はプロセス条件を変更し使用量の削減。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	(1)廃アルカリ	(2)廃酸	(3)廃油（引火性）	－
全処理委託量	12.32 t	1.31 t	0.83 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	12.32 t	1.31 t	0.83 t	t
再生利用業者への処理委託量	12.32 t	1.31 t	0.00 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.83 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

（今後実施する予定の取組）
(1)廃アルカリ
①使用化学物質削減活動（原単位削減活動）
②廃水処理場での利用
③アンモニアの回収
(2)廃酸；使用化学物質削減活動。
(3)廃油（引火性）；引火性廃油はプロセス条件を変更し使用量の削減。

電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和７年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	1,943.34　t
	（今後実施する予定の取組） (1)廃アルカリは、場内の回収設備で回収及び排水処理場にて中和剤としてリサイクルの継続。	
※事務処理欄		

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。